

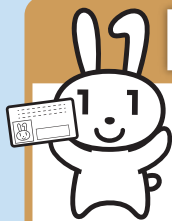
職場内で回覧してください

協会けんぽとやま

2024年

11月号

健康保険組合等にご加入の事業所様は各健康保険組合にお問い合わせください



医療機関等を受診するならマイナ保険証

令和6年12月2日より、**マイナ保険証**による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります！
今後、医療機関等を受診する際はマイナンバーカードを提示して**マイナ保険証**※を利用しましょう。

※マイナ保険証…健康保険証としての利用登録が完了したマイナンバーカード(利用申込み方法、登録状況の確認方法は特設ページをご覧ください。)

健康保険証の取り扱い

令和6年12月1日時点で既に加入済の方 → 現行の健康保険証は令和7年12月1日まで利用可能です。

令和6年12月2日以降に加入される方 → 健康保険証は発行されません。

※健康保険への加入日が令和6年12月1日以前の方でも、日本年金機構における資格取得等の処理が令和6年12月2日以降となった場合、健康保険証は発行されません。

資格確認書の発行について

マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない方は、保険者から交付される**資格確認書**を提示すれば、これまで通りの保険診療を受けることができます。

**令和6年
12月1日時点で
既に加入済の方**

マイナンバーカードを持っていない、マイナ保険証の利用登録をしていないなどの理由で保険者が必要と判断した場合に発行します。
(令和7年12月1日より以前に送付する予定です。)

**令和6年
12月2日以降に
加入される方**

令和6年12月2日以降、資格取得届や扶養異動届の資格確認書発行要否欄に☒チェックをされた方に発行します。

事業主様へのお願い



マイナンバーを記載した「資格取得届」「被扶養者異動届」「資格喪失届」は5日以内に日本年金機構・金沢広域事務センター等へご提出ください。

令和6年12月2日以降の医療機関等の受診方法

受診方法	使用目的
健康保険証	医療機関等を受診するとき（令和7年12月1日まで利用可能）
マイナ保険証	カードリーダーが設置されている医療機関等を受診するとき
マイナ保険証+資格情報のお知らせもしくは マイナ保険証+マイナポータル（スマホ）	カードリーダーが設置されていないまたは使用できない医療機関等を受診するとき
資格確認書	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診するとき

※今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性があります。

マイナ保険証に関するお問い合わせ先

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」**0570-015-369**

「マイナ保険証」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせはこちら！

マイナ保険証
解説動画はこちら

協会けんぽマイナ保険証
特設ページはこちら



※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）にお願いします。

事業主の皆さまへのお願い

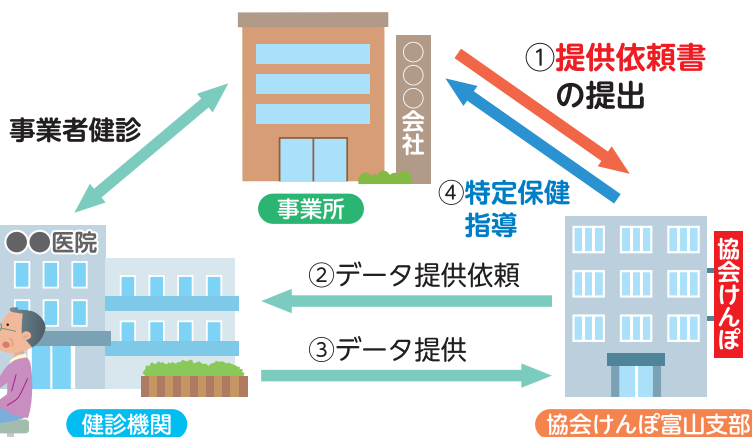
事業者健診結果を協会けんぽにご提供ください

※事業者健診とは、労働安全衛生法に基づいて事業所が従業員に行う定期健康診断のことです。

対象者 協会けんぽ富山支部の被保険者 生活習慣病予防健診を受診された方の健診結果はご提供いただく必要はありません。

- ①協会けんぽに「**健診結果の提供にかかる提供依頼書**」をご提出ください。
- ②提供依頼書をもとに、協会けんぽから健診機関へ健診結果データ提供の依頼を行います。
※協会けんぽ富山支部と健診結果データ提供にかかる契約を取り交わしている健診機関で受診された場合に限りです。
それ以外の健診機関で受診された場合は、お手数ですが、「健診結果のコピー」及び「特定健診 質問票 兼 同意書」を送付してください。

手続きの流れ



事業者健診結果データを
提供できる健診機関の一覧
及び提供依頼書の
ダウンロードはこちら



法律（高確法）により、事業主には定期健康診断結果を提供することが義務付けられており、健診を受けた従業員様の同意は必要なく、個人情報保護法上の責任を問われることはありません。

●お問い合わせは 保健グループ TEL:076-431-6155 音声ガイダンス②まで

健診結果で「要治療」「要精密検査」と判定され まだ医療機関を受診されていない方へ

高血圧症、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病は、自覚症状がないまま徐々に進行します。治療をせずに放置すると、**動脈硬化**が急速に進み、**心筋梗塞**や**脳卒中**などを発症する危険度が高くなります。

協会けんぽでは健診の結果、血圧値・血糖値・LDLコレステロール値が「**要治療**」・「**要精密検査**」と判定され、医療機関への受診が確認できない方へ、お知らせをお送りしております。

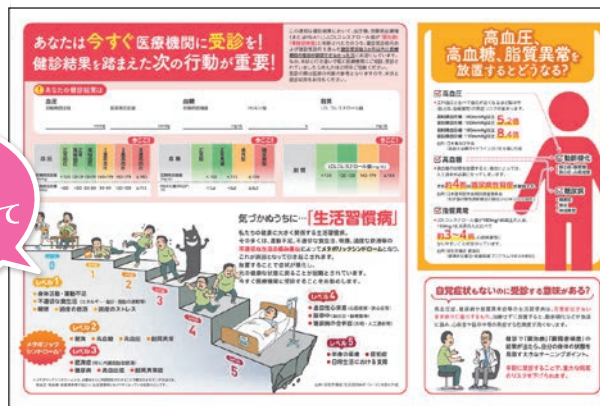
令和6年10月からは、35歳未満の被保険者様や
40歳以上の扶養家族の皆様に対しても、お知らせをお送りします

お知らせの対象となる方

血圧	収縮期血圧 160mmHg以上	または	拡張期血圧 100mmHg以上
血糖	空腹時血糖 126mg/dℓ以上	または	HbA1c 6.5%以上 (NGSP値)
脂質	LDL コレステロール値 180mg/dℓ以上		

※血糖（空腹時血糖またはHbA1c）が基準値を超え、かつ尿蛋白が(+)以上の方は腎機能が低下している恐れがあるため、注意が必要です。

このお知らせが
届いたらすぐに
医療機関を受診して
ください！



●お問い合わせは 保健グループ TEL:076-431-6155 音声ガイダンス②まで



全国健康保険協会 富山支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/toyama/>

メールマガジン会員募集しています

右の二次元コードから簡単に
登録ページにアクセスできます！



〒930-8561

富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま6階

TEL：076-431-6155（代表）

協会けんぽ 富山

検索